

前橋地方裁判所委員会（第27回）議事概要

1 日時 平成27年5月27日（水）午後2時00分～午後4時00分

2 場所 前橋地方裁判所大会議室

3 出席者（委員・五十音順，敬称略）

（委員）

内山充，小川恵子，小渕喜代治，高橋望，高山光明（説明者），武井和夫，中村京子，永野厚郎（委員長），服部潤，原道子，山田賀規

（庶務等）

前橋地方裁判所事務局長茂木弘子，民事首席書記官小磯治，刑事首席書記官木村康弘，事務局次長小林広志，総務課長生方和紀，刑事訟廷管理官青木登，裁判員調整官新川忠臣（説明者），総務課課長補佐中林宏明，総務課庶務係長松井雅子

4 議事

意見交換等（テーマ「利用しやすい裁判所について」）

5 議事経過

○委員長

今日は開始に先立って，各種呼出状に基づくアクセス体験にもご協力いただきまして，ありがとうございました。本日は，庁舎をご覧いただいて，その後，裁判員候補者の選任手続を体験いただき，皆様のご意見，ご感想などをお伺いしたいと思っています。まず，前回の地裁委員会では，裁判員の関係について皆さんからご意見を伺いました。その際，県民の皆さんに制度や運用についてもっとPRすべきとのご意見をいただき，出前講義をやっていることなどを紹介したところ，委員のお取り計らいで，新聞に出前講義の記事を載せていただきました。早速，県内の団体から応募があり，出前講義を行いました。また，複数の委員のお取り計らいで，それぞれ大学や協会での出前講義を行いました。今日のご感想に加えて，出前講義にご協力いただいた委員の方はその感想もあわせてお伺いできればと思います。

○委員

1月早々に，協会の役員会において，大変詳しく丁寧にご指導いただきました。結構質問も出たりして，いい勉強をさせていただいたかなと思います。改めて，身近といいますか，もし裁判員に該当になったらどうなんだと，非常にリアルで具体的な，断ることができるのかどうかとか，学ばせていただいて，本当にありがとうございました。また，先ほどは，裁判所へのアクセスを体験させていただきました。何回かこの地裁にはお邪魔しているわけなんですけど，ただ1階から2階に上がって，そこに行くだけですが，わからないところに来るのは，非常に一般の人たちは不安だろうし，いろいろ係争を抱えている人々ですので，わからなかったら聞いてくださいねという窓口の女性のその優しさが伝わってくるなという感じがいたしました。本当に短い，それだけのことだったんですが，非常に緊張するものだなと思いました。

○委員長

書かれている資料で場所はすぐわかりましたか。

○委員

場所はすぐわかりました。

○委員

私は、昨年度の10月に、大学に裁判官に来ていただきました。私が担当する1年生の必修講義があるんですけども、大体履修者が130名位いまして、そこで一度、模擬裁判も含めて、講義を持っていたところ、非常に学生たちが楽しんで受けていたなという印象です。将来、教員になりたいと思っている学生が多いんですが、教育的なことにも絡めてお話をいただいたこともあって、非常に学生の中でも理解しやすかったのかなと思いました。一番後ろに座っている学生にもマイクを持って行き発言の機会を与えていただいたり、裁判長の黒い服を着せていただいたり、そういう形で、非常に学生も楽しんで受講できたと思います。その後も、学生に裁判員裁判を見る機会を願ひし、傍聴の機会を得ることができました。レポート等を書かせたこともあるんですけども、初めて裁判を見る、裁判所に行くという学生も多かったため、学生たちには非常に印象に残っているようで、授業が終わった後に振り返りをさせたところ、一番印象に残っているのがその講義と裁判傍聴に行ったことだと。じゃ、私の15回以上の講義は何だったんだというぐらい、本当に印象に残っているようです。彼らは今年2年生になったのですが、いまだにあの授業はすごく良かったので続けてくださいというようなことも言ってもらっているのも、もし差し支えなければ、またお願いできたらありがたいなと、個人的には思っている次第です。そして、本日アクセス体験をさせていただきまして、事前にネット等で調べてくればよかったなと思ったんですが、来てみて、本館と別館と新館があるということに、地図を見て気づきまして、そこで、法廷がどこにあるかということ調べて行ったところなんです。上の階に上がってみますと貼り紙の矢印がありまして、正面には21号法廷はこちらですというような貼り紙がありましたので、私個人としてはそれほど迷うことなく、真っすぐこちらに行けたのかなというふうに思います。ちょっと分からない部分なんですけれども、21号法廷というのが、例えば新館のどこにあると書いてあると、非常にありがたいと思いました。

○説明者

私は今回、協会のほうに行き講義を行いました。いろいろ本当に活発な質問も出まして、一応勉強していったつもりでしたが、私自身もなかなか答えにくい、難しい質問も出ました。非常に印象に残っているのは、皆様方のお仕事の忙しさ、あるいはシフトの変化とか、職業の事情をよく知らなかったというところがあり、今回、まさしく皆様の現場の大変さを生の声で理解することができました。今後、裁判員裁判の選任手続では、一般市民の皆様方のお仕事の大変さ、ご苦労されている点、もし裁判所に裁判員として参加できないとすればどういう点が問題かという点を生に聞くことができ、とてもよい経験と思っています。

○委員長

出前講義の関係は、裁判官の視野を広めるというメリットもありますので、またいろいろな機会に場所を提供いただければ、こういうPR活動を今後も努めていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。それでは、今日の本題で、既にアクセスの部分での感想をいただいていますけれども、同じ法廷のアクセス体験の感想を伺えますでしょうか。

○委員

今回の資料をいただいたときに、第一印象として、本当に呼び出されたのではないかなと一瞬思ったため、どきっとしてしまいました。やはり裁判所はちょっと怖い存在ではあるので。私の職場は意外とそういう問題のトラブルを抱えていることがあるので、弁護士に相談してなんていうこともあるので、どきっとしてしまって、委員会のことは忘れていたんですね。それで、今日来てみて、裁判所の中はやっぱりどこにあるのかわからなくなって、受付で聞いたら、丁寧に、2階のここですよ説明を受けてわかりました。

○委員長

先ほど他の委員の話もありましたが、どきっとして嫌だなというふうな思いで来るというところからスタートして、どういうふうに皆さんに、スムーズにその場所まで行き着いていただくかというあたりがポイントなのかもしれません。それでは、他にも法廷にお越しいただいた委員の方、いかがでしょうか。

○委員

私も同じようにどきっとしたというか、承知はしていても、やはりこういうものが来ると、あらっと思って、何か当日までに用意するものはあるんでしょうかなどと、やっぱりちょっといつもの会議とは違いました。何年か委員を経験し、ほかの人よりは裁判所に慣れているにもかかわらず、やはり未体験のものが来ると、ちょっとどぎまぎするというのは正直ありました。今日も、本当に調べてくればよかったなと思いました。受付でわからないことがあったら聞いてくださいとあったので、受付で場所を確認した際、きちんと地図を見せていただいて、今ここにいまして、こうですよというふうに親切に教えていただいたので、初めての人はやはり、ああいうことでちょっとほっとするのかなと思いました。あと、階段を上がっていても、矢印も随分しっかり出ていましたし、わかりやすく親切になっているなと思いました。

○委員長

慣れないところとか初めての場所に行かれることもあると思うんですが、その行き先が裁判所だと、やっぱりちょっと違いますかね。それでは、次に、調停のアクセスの関係ではいかがでしょうか。

○委員

私は全然緊張しませんでした。入っていきなり案内所のところに行き、この紙を見せて、どこに行ったらいいですかと尋ね、しばらく待たされて、2階へどうぞということで、2階に上がり、受付の部屋に行けました。私としては自分でこの部屋を探そうという意識が余りなくて、教えてもらって行くという感じで行きました。

○委員長

今のお話をお伺いしていると、やはり来られる方は、建物まで来て案内のところで相談すれば、あとは自動的にそこに行き着けるだろうとの発想でお越しになるということですね。

○委員

私は裁判所の隣の検察庁に勤務しておりますので、場所はもちろんすぐわかるのですが、簡裁の民事書記官室には行ったことがないので、試しに1人で来てみました。中に入って、裁判所は大体、建物の中がどうなっているかというのがロビーのどこかにあるはずだという予備知識もあるので、それを探して、書記官室が2階だなというのを確認して、2階に上がろうとしたところ、受付の方から声をかけられまして、調停に呼ばれて来ましてと言って呼び出し状を見せたところ、地裁委員会ですねと言われて、あれ、話に通っているのかなと思ってしまったんですが、先に他の委員が来られた関係で、多分話を通じたんだと思います。ご案内しますと言われたんですが、自分で独力でたどり着けるか試すために、いやいや、自分で行きますという形で2階へ上がったところ、貼り紙とか矢印があって、民事の書記官室というのはすぐわかりました。ですので、私の印象としては、来てみるとたどり着くんですが、この調停期日呼出状を最初に受け取ったときに、建物が幾つか分かれているというのはわかっていたので、当裁判所簡裁民事書記官室と書いてありますけれども、どこの棟にあるんだろうというのがわからなかったです。今、地裁委員会の案内状と見比べると、地裁委員会は「前橋地方裁判所大会議室（本館5階）」と書いてあります。だから、そんな形で本館2階とか書いておいたほ

うが、もう少しわかりやすかったのかなというふうに思いました。

○委員長

棟をちゃんと明示した方が良いということでしょうか。それでは、次に裁判員の候補者室へのアクセス体験していただいた委員から、お願いできますでしょうか。

○委員

私は勤め先が近くなので、歩いて5分かつからずに来られるので、ゆっくり行くつもりでいたんですけども、何となく見ていたら、28日や29日、6月1日、6月2日まで全部来いというふうに書いてあり、待てよ、そんな約束した覚えもないし、これは本当に裁判員に呼ばれているような気がするが、右上に地裁委員会の資料と書いてあるし、これは模擬的な書類だろうなと思いながら来て、裁判所に聞けば当然わかる話だなんて思いながら来ました。したがって、裏面の案内図を見ると別館というふうになっていたんですけども、本館の入り口のすぐ右側の受付に聞きまして、ちょっとわからなかったもので、他の職員の方にも聞いた結果、別館の方に行ってくださいと。別館の方に入るともう裁判員の選任手続の関係で看板が出ていましたので、あっ、ここだというふうに行きました。書類が届いてみて、10割が一番驚いたところというふうにすると、3割から4割ぐらい、ちょっと驚いたなという感じがしました。また、初めてのところというのはわかりづらいものだなと。特に、やっぱり、一番当てになるのは最初に入ったところの受付の担当者が、今日この裁判所でどういうことがあるんだというのを全部把握していて、こういう方はこういう所に行ってもら、こういう方はここに集まるというようなことを全部把握していれば、そういう迷いがないのに、今回は受付の方はよくわからなかったような感じで、その辺が、内部で情報共有がされなかったのか、あるいは量が多過ぎて、とてもそこまで間に合わないのか、よくわかりませんが、この程度で済んでよかったなというふうに思っております。

○委員長

裁判員は今日、たまたま別の事件もやっておったりしまして、受付の案内の方には、委員会の関係を必ずしも明示していなかったもので、若干混乱が生じたのかもしれませんが。

○委員

私は、あらかじめ来た資料を読んで、裁判所に着いたら確か大会議室の前に候補者室の方へ行くんだということで、とりあえず受付で聞いてみたら、普段は通れる通路が今日は通れなくなっていたので、2階へ回って部屋に行きました。

○委員

私は、今日は委員会があるということは承知で、日程も予定表に入れていたんですけども、資料をいただいたときに、うちの総務の者が受け取って、地裁委員会の資料、当日お持ちください、中の資料はご記入不要ですということで、担当者の名前が書いてあって、じゃ、これは当日、持っていけばいいんだなというふうなことで考えていて、そして、今日たまたま中身をいろいろ見ていただいたら、委員会と、それから、中に特別送達があるわけですね。あれ、これは何だろうということで、特別送達の中を一応全部見たんですけども、かなり大変なことがいろいろ書いてあって、質問票を全部読んでいきましたら、裁判員になれない方とか、全部ここに書いてあって、日にちが28、29、1日、2日と書いてあって、何で私がこういうふうなことになるのか要領を得なくて、予定表を見たんですけども、それぞれ予定が入っていて、現在の状況だと辞退を希望するということになるんですけども、様子がよくわからないので、とりあえず裁判所へ来てお聞きせねばと思って来たら、これは体験ですということ言われました。よく見れば正式な書類ではないと分かるのですが、このよ

うな書類を突然いただくと、通常の判断から若干ずれてしまうので、非常にいい体験をさせていただきました。

○委員長

十分企画のご説明が委員のところまでお耳に入っていないくて、かえって、先ほどの委員も含めて、ご心配をおかけしたのではないかと思って、申しわけございませんでした。模擬体験どころか疑似体験みたいな形になってしまったようですね。ご協力いただきまして、どうもありがとうございました。

(庁舎見学及び裁判員選任手続の模擬体験を実施)

○委員長

それでは、アクセス体験の段階から踏まえて、感想なり改善点、あるいはご要望など、お気づきの点があればお話をお聞かせいただきたいと思います。

○委員

裁判員の選任は、基本的にはかなり厳密に、それから、丁寧に手続がされているなと思います。特に、裁判長のいろいろ背景を含めた案内や挨拶は大変わかりやすくてよかったと思います。あえてお話しするならば、パソコンで選任したとはいえ、黒板に番号が書かれてばさっと出されるというのは、何かもう事前に決まっていたのではないかとか、何となく変な予感がしなくもないので、どういうのがいいんですかね、皆さんの前でパソコンでこういうふうに一人ずつ決めていくのがいいのか、よくわかりませんが、ちょっとそんな気もしましたということだけ申し上げたいと思います。

○説明者

もし万が一パソコンが壊れた場合のことも想定して、いわゆる福引きのガラガラやる器材も実は用意されています。ただ、今のところ使ったことはないんですけども、裁判員の方々もかなり多くの方がおっしゃるものでございまして、パソコンでぱっと決まるのは何となく、できれば目に見えるところで決まればいいという、そのようなご意見も実はかなりあるんです。時間がかかりかかるというデメリットはあるんですが、また、それをするに当たっては、いろいろ法律とか最高裁規則を改定しなければいけない面やシステムを変えなければいけない面もあり、なかなか難しいところがあるんですけれども、おっしゃることは大変よく理解できます。

○委員長

規則で抽せんの仕方もしっかり決まっていて、所定のソフトの中で抽選して出てきたものを今、書き出しましたと説明するとか、それでも大分違いますか。

○委員

それならいいんじゃないですかね。

○説明者

根拠とプロセスが見えるように、ということですね。

○委員

あるいは、誰か立会人をつけるとか。

○委員長

ちょっとそのあたりを検討してもらえますかね。傍聴券の抽せんもパソコンでやっているんですけどもね。傍聴は大勢ですからね。何かうまい方法があるかどうか、また検討させていただきたい。

○委員

なんか裁判員に選ばれてしまったような気分になりました。私の感想としては、報道関係者の立場で裁判員になっていいものかと。例えば、裁判で秘密を守らなければならないことの中に非常に大スクープが隠されていたというときに、どちらを優先するだろうなというところなんです。そうすると、やっぱりこれは辞退する理由になりますか。報道人の使命として、国民の知る権利に応えないといけないという使命感を持った人が、守秘義務というふうなことを言われたときに、それは自分の職業人のモラルに反するから辞退したいんだと、こういう主張に対して。

○説明者

非常に難しい問題ですけれども、ただ、公開の法廷で出たことは別として、評議の秘密で、例えば証拠には出ていない背景事情等があったりしたら、それは問題になってきますかね。裁判所としては法律の義務を優先してもらいたいところです。

○委員

理屈の上ではそうなると思うんですけれども、ただ、報道人としての良心というのがあるわけですよ。これは若干、憲法的にもいろいろ難しい判断が従前も出されていることがありますけれども、法律的にどうかというと、これは辞退事由にはやはり当たらないということになるかもしれませんね。

○委員長

制度の枠内で報道をしていただきたいということなので、その制度の仕組みにチャレンジすること、あえて報道してリスクを冒すかどうかという。

○委員

職業柄というか、身についてきたものがあるから、選ばれたくないなというのはありますね。

○委員長

難しい問題ですね。ただ、そこはやっぱり、辞退事由には当たらずに、法上の義務が優先しているという。

○説明者

法律的にはそう定められたところがありますからね。

○委員

わかりました。

○委員

私は、裁判長の丁寧な説明を聞いていて、裁判長は大変だなと、同じ法曹として、今これからの人はどうかわかりませんが、まさか裁判官に任官されるときにこんなことまでは想定していないというか、裁判長の本来の任務よりも大変な任務が課されているなということを感じました。それが裁判員制度であり、また国民に対する義務なんでしょうけれども。

○委員長

庁舎の関係では、何かお気づきの点はございますか。

○委員

案内が今、丁寧にありますよね。これも昔は少しはあったのかなという記憶ですが、今みたいに色分けになったというのは5年から8年くらい前だと思うんですね。全体の案内もあるし、各階ごとに、また部屋ごとにいろいろな案内が何回か改良を加えられて、今みたいなのは本当に最近だと思うので、そういう面で裁判所も大分努力して工夫しているなということを感じます。

○委員

法廷の何号で何をやっているというのは確かありましたけど、色分けまではしていない。

○委員

最近ですよ。7, 8年前か, そのくらいじゃないかな, 今みたいな, よりカラフルになって, わかりやすくなったのは。

○委員

裁判員は, よほどの事情がない限り辞退というのは基本的にはできないと考えたほうがよろしいんでしょうか。

○説明者

よほどというのは, 若干表現が誇張なのかもしれませんが, 基本的には, 国民の義務ということがありますし, 国民のいろいろな皆様方のご意見を反映するということで, 基本的には辞退はできないということになっています。ただ, 本当に仕事が忙しくて, 他の代わりがないとか, あとは, 最近多いのが, 小さい子供がいて, とても家を3, 4日間もあけられないと, あるいは, もう寝たきりとかそれに近い老人がいて, そんな何日間もあけられないという, そういう理由で辞退を申し立てる方は結構多く, それはやはり事情が事情ですので, 裁判員裁判として参加していただきたいという気持ちは非常に強いですが, そのために仕事や, あるいは家庭を犠牲にするのはどうかというところもございますので, そういう場合には, 事情によっては辞退のほうを認めているということがあるかと思います。

○委員長

よほどというのは, 非代替性という意味ですか。

○説明者

それが一番大きいです。非代替性, 仕事もそうですし, あと, 子供の養育, 老人介護等で, 1日くらいなら代わりがいるかもしれないが, 4日とか5日とか, それは難しいだろうという場合も多くなっていますので, 総体として, やっぱり代替性というのが一応ポイントかなという感じがいたします。

○委員長

その行為の重要性と, あける期間と, それと代替性とを総合評価するんですかね。

○委員

例えば社長さんが株主総会の日にあたっていると, 社長さんにとっては非常に重要な日で, これは変えようがないわけですし, 社長が裁判員裁判に行ったということで違う人が出たら株主が怒るでしょうからね。それは会社の経営にとってもよくないと思いますし, 重要性が高く代替性がないという一つの例といえるかもしれません。

○委員長

他にございますか。感想なり, 庁舎の関係も含めていかがですか。

○委員

庁舎は, 図を見れば非常にわかりやすく, 理解できると思います。そんなに迷うことはないかなと思いますけれども。

○委員

今の辞退事由の関係ですけれども, 本人の病気とかそういう, ずっと寝込んだりなんかしていれば別なんですけれども, 突然というか, いつ起こるかわからないような病気, もしくは, 元気にしていても突然起きるような病気を持っているようなこととか, そういうのは。

○説明者

おっしゃるとおり, 病気で本当に裁判所に来ることすら難しい, これはもう当然, 辞退が認められ

ますけれども、それ以外でも、最近あるのは精神的な病等ですね。例えば、ずっとうつ病で精神科にかかっていると、通院して薬を飲んでいるという、そういう方は、4日間も5日間も裁判所にずっと拘束して、場合によっては遺体の写真とかも見なければいけない、そういう非常に精神的に強いストレスを感じるということで、それで、診断書をつけていただいたりして、辞退される方も時々いらっしゃいます。これはやはり、裁判員になるとますます病気を悪化させるおそれもありますので、辞退を認めることもあり得るかなという感じがします。

○委員

私は先ほどの裁判員選任の模擬手続で、辞退を申し出る設定でやってほしいということで、打ち合わせしないで実際に自分の仕事のことを考えながら、こういう事情があるので辞退したいというふうに話をしました。裁判官の面接の後、3人の裁判官の方でちょっと打ち合わせをしてすぐに、しょうがないねと結論が出たようですけれども、あんな簡単に決まってしまうんですか。

○説明者

今回はお一人だけの辞退だったんですけれども、実際は、事件にもよりますけれども、多い場合には10人ぐらい辞退を申し立てます。そういたしますと、1人の方に時間を余りかけ過ぎますと、午前中で終われなくなってしまうことになってくるんですね。それで、基本的には本当に短い時間で早く決めるという形でやっております。今回の場合は、率直に申し上げましても、これは辞退を認めて当然だなという事案ですので、すぐ結論が出たんですが、中にはちょっと判断に迷うときもあるんですね。そういう場合には、ある程度両脇の裁判官と議論はしますが、長々と議論をしますと本当に時間がなくなってしまうので、最後のほうには決断という形で、比較的早くやる場合がありますね。

○委員

今回は一応、修学旅行の引率で担任だという話でやりましたけれども、じゃ、副担任ならどうなのかとか、ありますよね。

○説明者

その場合は、もう少し私もしつこく質問させていただきます。本当に代わりはいないのかとか、そういう形で質問をさせて、もう少し質問の時間が長くなる感じがいたしますね。その上で、両脇に座っている裁判官との議論の時間なども、ちょっと時間がかかるかなという感じがいたします。

○委員

あと、高校ですと毎日補習もあり、3年生の受験のための補習をやっていますと。それで、もう受験も近いし、その補習をキャンセル、やらないということになると、受験生としては非常に不安になってしまうのではないかなと思うんです。そうすると、教員は余り、ほとんど辞退になってしまうんじゃないかなという気がするんですが。

○説明者

通常、裁判官は、そういった事情よくわかっていないことも多いので、もう少し質問をすると思うんですよ。わからないとやっぱり質問時間が長くなるんですが、そのときに、どうしても裁判員をやるのは難しいという事情をどんどん積極的におっしゃっていただくと、こちらのほうも判断がしやすいかなという感じがします。

○委員

実際に知り合いで裁判員に行っていた人がいますが、その人は2週間以上、仕事に来なかったです。最初、私も知らなくて、どこに行ってしまったんだと思って、研修か何かに行ったのかなとか、漠然と思っていたことがあるんですけれども、確か2週間以上、仕事をあけていましたね。ちょっと打ち

合わせしたいなと思って電話して、誰々をお願いしますと言ったら、何度かけても今いませんということで、どこへ行ってしまったのかなと思ったんですが。

○説明者

裁判員裁判に行っているということは、本当は言って構わないんですけどもね。何か変な誤解があって、裁判員に当たったということを他の人に言ってはいけないと、そんなような誤解がちょっとあるようなんですけども、これは別に言って構わないんですね。

○委員

そうなんですか。

○説明者

インターネットに俺は裁判員になったというふうに書くと、これは問題なんですけど、ある特定の範囲内であれば、裁判員裁判に行っているから自分は仕事には行けないということを言っても構いません。ですから、当然、職場内の人、取引相手の担当というような範囲であれば、これは言っても問題ないわけです。そういう意味では、こちらのほうのPR不足だったのかもしれない。

○委員

裁判員に選ばれて行っているというのは、周りの人には誰にも言わないようにという感覚でした。

○説明者

この点に関しては、私も裁判員の方にはいつも言っているのです。本当に皆さんに言って構いませんよと、インターネットとかに書かなければ大丈夫ですよということは言っているのですが、そういうふうに捉える方が結構いらっしゃるんですね。家族に言ってはいけないのかとかですね、それは、家族に言わなかったら、うちのお父さんは一体どこに行っているのかという感じになるかもしれませんね。本当に、ちょっとそこところは我々のPR不足だと思っております。

○委員

ちょっと気が楽になりますよね。全く秘密だというようなイメージがあったので。もっともその人は後で、同じ仕事上の仲間が集まったときに、こういうことをやっていましたと中身をみんな話してくれましたけれども、それは大丈夫ですよ、守秘義務違反は。

○説明者

そこは、基本的に守秘義務といいますと、要は法廷以外の、評議室といいますか、こういう密室で話し合った内容、これはNGなのですが、それ以外のこと、実際に公開の法廷で裁判がなされて、被告人がこういう人で判決はこうなったとか、そこの話も全く問題ありませんし、あとは裁判の感想、印象、裁判長がこういう人だとか、女性裁判官がこういう人とかそんなような、これも全く問題ありません。

○委員

今日は裁判員裁判を担当している検察官でも見られないところを見せてもらったということで、非常に勉強になりましたし、裁判長の説明もわかりやすく、いきなり本件の話題になるのではなくて、前橋の裁判員裁判の実情なんかもお話しされて、多分、受け入れやすい形の説明だったのかなというふうに思いました。それから、確かに抽せんのところは、もうちょっと説明があったほうが納得するだろうなというふうに思いました。また、あとは外れた方への説明に対して、日程をあけてわざわざ来ていただいたのとか、やりたいと思って来られた方も、大勢とおっしゃって、大勢はいないと思ったんですけども、ああいう形で労をねぎらう形の話があるというのは、やっぱり、次にもまた行ってみようという気になるかなというふうに思いました。施設の関係でちょっと気になったのは、4、

5日の裁判員裁判であれば、まだいいんですけれども、今、最長100日裁判もございますよね。それが前橋で起こったときに、多分、候補者の呼び出しは100人を超えちゃうんですよね。最近の報道だと、呼び出しして出てくる人の数が減っているという報道がありましたけれども、呼び出した人がみんな来たらあの部屋に入れるのかなというのが、ちょっと思いまして、最大何人入れる部屋が確保できていて、部屋が入れないのに、それ以上呼び出して、みんな来てしまったら困ってしまうというのもまずいと思うので、そこはちょっと不安を感じました。

○説明者

今日の部屋は、最大60人ぐらいだと思います。

○委員

今まで60人近く来たこともありましたが。

○説明者

50人ぐらいはありました。

○委員

呼び出しは70幾つという話でしたよね。全員来たら入れなくなってしまうんですか。

○説明者

実は、いっぱい来る事件というのはもっと呼び出しを出しているのですが、実際に来ていただいたのが50人というのが今までの最大です。よってそれ以上、呼び出し状を出すのであれば、ちょっと部屋が手狭になるかと思います。

○委員

今、前橋ではないが、長期間の裁判は起こってもおかしくないとなると、多分、裁判員を他の大きな会議室に連れていくというのはなかなか難しいのかなという気がしたのですが。

○委員長

確かに100日もやるような裁判だと、60ぐらいの人に実際に出てきてもらっても、辞退を認めないといけない場面が多くなってくるかと思います。

○説明者

はっきりしたことは申し上げられませんが、そのような場合にまで必ずしも裁判所の中で行わなければいけないということもないのではないかと思います。公民館なり何なり、刑事関係の手続ではありませんが、例えば破産手続の債権者集会を裁判所外でやっているようなケースもありまして、その場合と同じような形で大きな部屋を確保することも検討することになると思います。実際に裁判所外でやった例は、まだ私も承知しておりませんので、やっているかどうかと言われれば、まだそこははっきりしたことはわからないんですけれども、実際、それは検討しなければならないと思います。

○委員

呼び出した人が最初に集まる部屋というのは、各裁判所みんな同じぐらいの規模でつくっているんですか。

○説明者

やっぱり庁舎の造りが違いますので、もともとある建物の中にいろいろ有効活用して使っていたり、全く新しく造ったりしているものがあるので、一定基準のレベルは確保はしているものの、やはりそれが全部、全国画一的に同じかと言われれば、それはちょっと違うようになります。

○委員

私の感想は、皆さんと多分違うんだと思いますけれども、一番気になったのは、裁判員候補者を様

と言ったところ。

○委員

1 番様とかね。1 番さんとは言わなかったですね。

○委員長

いただいたご意見を今後の改善の参考にさせていただきたいと思います。

次回のテーマについては今回、どちらかという裁判員との関係がありましたので、引き続き今度は民事の関係で、何か物的な問題、あるいは運用のソフト面での疑似体験みたいなものがないか、そういうのをご体験いただいた上で、民事裁判の関係での利用しやすい裁判所について、ご意見を伺いたいというふうに思っております。